JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウエア使用許諾契約書改定のお知らせ

令和 5 年 2 月 16 日

弊社は、JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウエア使用許諾契約書について、令和 5 年 4 月 3 日から、以下の新旧対照表のとおり変更するものとします。下線部分は変更箇所を示しています。

変更前	変更後
JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウエア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX 出納帳、JDL IBEX 会計、JDL IBEX 原価管理・工事台帳、JDL IBEX 給与 II 又は JDL IBEX 給与 II　マイナンバー管理の各パッケージ製品（以下各パーケージ製品を「ソフトウエア製品」といいます）の使用に関して、共通して適用される提供条件及び弊社とソフトウエア製品の利用を希望する者との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社とソフトウエア製品の利用を希望する者との間に締結されるソフトウエア製品の使用許諾契約です。 ソフトウエア製品の利用に際しては、本契約の全文をお読みいただいた上で、本契約に同意いただく必要があります。 ソフトウエア製品の利用を希望する者は、本契約に同意した場合、本契約の個別の条項についても同意したものとみなされます。 また、本契約に同意した場合とは、弊社所定の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は本契約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。 同意いただけない場合は、ソフトウエア製品がお客様に到着した日より 30 日以内に包装を含むソフトウエア製品全体をご返却ください。	JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウエア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX 出納帳、JDL IBEX 会計、JDL IBEX 原価管理・工事台帳、JDL IBEX 給与 II 又は JDL IBEX 給与 II　マイナンバー管理の各パッケージ製品（以下各パーケージ製品を「ソフトウエア製品」といいます）の使用に関して、共通して適用される提供条件及び弊社とソフトウエア製品の利用を希望する者（以下「お客様」といいます）との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社とお客様との間に締結されるソフトウエア製品の使用許諾契約です。 ソフトウエア製品の利用に際しては、本契約の全文をお読みいただいた上で、本契約に同意いただく必要があります。 お客様は、本契約に同意した場合、本契約の個別の条項についても同意したものとみなされます。 また、本契約に同意した場合とは、弊社所定の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は本契約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。 同意いただけない場合は、ソフトウエア製品がお客様に到着した日より 30 日以内に包装を含むソフトウエア製品全体をご返却ください。
（契約目的及びソフトウエア製品） 第 1 条　《現行通り》 2.　《現行通り》 《新設》	**（契約目的及びソフトウエア製品）** 第 1 条　《条文省略》 2.　《条文省略》 3.　JDL IBEX 給与 II　マイナンバー管理のパッケージ製品は、JDL IBEX

	給与Ⅱのパッケージ製品と同時に使用することを前提としたパッケージ製品とします。
第２条 ～　《現行通り》 第４条	第２条 ～　《条文省略》 第４条
《新設》	**（JDL IBEX Web プラザ　サポート＆サービス）** 第５条　弊社はお客様に対し、ユーザーサポートページ「JDL IBEX Web プラザ　サポート＆サービス」（以下、「本サイト」といいます）を提供します。第２条第３項に定めるユーザー登録を行ったお客様は、本サイトを利用することができます。 2.　本サイトでは、操作マニュアル、Web セミナー、Q&A 等の利用や利用履歴の確認、ユーザー登録内容の変更等ができます。 3.　本サイトでは、お客様の利用履歴等のプライバシー情報が提供されます。アクセスにセキュリティが必要な場合は、お客様は、予め弊社の提供するパスワード等の措置を講じて利用するものとします。
（サポートサービス） 第５条　弊社はソフトウエア製品に対するサポートサービスを、別途有償で、本契約末尾記載の「操作、設置・初期設定に関するサポートサービスの特約」に従って提供します。ソフトウエア製品の使用を許諾したお客様でサポートサービスの利用を希望するお客様は、「操作、設置・初期設定に関するサポートサービスの特約」に従ってサポートサービスを利用することができます。 《新設》 《新設》	**（サポートサービス）** 第６条　弊社はお客様に対し、ソフトウエア製品を弊社の仕様に従って的確に利用するための情報提供サービス（以下「サポートサービス」といいます）を、別途有償で提供します。 2.　サポートサービスの利用方法は、本サイトで提供される「お問い合わせフォーム」の方法によって利用するものとし、その他の方法による利用はできないものとします。 3.　サポートサービスの利用料金は１案件につき 2,000 円を利用料金とします。お客様は、サポートサービスを利用する都度、次の各号の支払い条件に基づき、当該利用料金に法定税率による消費税等額を加算した金額を現金により弊社に支払うものとします。なお、通信のための料金は別途お客様の負担となります。また JDL IBEX 給与Ⅱ

とともにJDL IBEX給与II　マイナンバー管理を利用している場合も、1案件につき2,000円の利用料金で、JDL IBEX給与II　マイナンバー管理を含むJDL IBEX給与IIに対するサポートサービスが提供されるものとします。

① 利用料金の支払方法は、お客様がサポートサービスを利用した時点毎に支払方法が確認され、お客様が既に弊社と口座振替による取引を開始している場合には口座振替による支払方法とし、口座振替の取引を開始してない場合には振り込みによる支払方法とします。

② 利用料金の支払期日は、口座振替による場合はお客様が当該サポートサービスを利用した日の属する月の翌々月14日とし、振り込みによる場合はお客様が当該サポートサービスを利用した日の属する月の翌月末日とします。

《新設》

4. 前項の定めにかかわらず、アイベックス・サポート・クラブ利用規約の利用契約を締結しているお客様は、JDL IBEX給与II及びJDL IBEX給与II　マイナンバー管理のサポートサービスについて、アイベックス・サポート・クラブ利用規約に定める特典の利用料金と支払方法によってサポートサービスを利用するものとします。

《新設》

5. お客様は、お問い合わせフォームによる問い合わせを、日時に制限なく弊社に送信できるものとし、弊社は、当該問い合わせに対し、土曜日、日曜日、祝祭日その他乙の定める休業日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの日時で回答するものとします。なお、弊社の回答方法は、電子メールの送信、電話等弊社が任意に選択した方法によるものとします。

《新設》

6. サポートサービスは、本契約によって使用を許諾されたソフトウエア製品をお客様が弊社の仕様に従って的確に利用できるよう、ソフトウエア製品の操作方法に関する情報をお客様に提供することを契約内容としており、データ自体はサポートサービスの対象としていません。そのため、弊社は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行わ

《新設》 《新設》	れ、弊社は取り扱うことができない状態でサポートサービスが提供されるものとします。 7. 弊社は、サポートサービスの提供が、弊社の仕様に基づく情報提供であることを保証します。但し、お客様の問い合わせ内容の把握に弊社の落ち度がないこと、サポートサービスの提供によってお客様及び第三者に損害を与えないこと等サポートサービスの完全性まで保証するものではないものとします。 8. 弊社は、お客様の問い合わせに対し速やかにサポートサービスを提供するよう努めますが、提供に日時を要する場合もあります。また、サポートサービスは、お客様の問い合わせに対し、本契約によって使用を許諾されたソフトウエア製品を弊社の仕様に従って的確に利用するための情報提供を目的としたサービスです。お客様の問い合わせ内容、ソフトウエア製品の更新状況、ソフトウエア製品の使用許諾期間の終了など、お客様の利用環境等によっては、お客様の問い合わせを直接解決する内容とならない場合や、サポートサービスを提供できない場合もあります。お客様は、問い合わせを直接解決することにならない場合やサポートサービスを提供できない場合があることをあらかじめ承諾し、弊社の責任を問わないものとします。
（保守サービス） 第 6 条 弊社は、ソフトウエア製品について保守サービスを提供します。但し、保守サービスの提供はいつでも弊社の都合で終了できるものとします。 2. 《現行通り》 3. お客様は、別途定める弊社の定めに従って、保守サービスを利用することができます。	**（保守サービス）** 第 7 条 弊社は、ソフトウエア製品について乙の定める最新の状態に維持するための保守サービスを提供します。但し、保守サービスの提供は、第 4 項で定める場合の他、いつでも弊社の都合で終了できるものとします。 2. 《条文省略》 3. お客様は、弊社が提供の都度定める料金を支払って、前項の保守サービスを利用することができます。また、アイベックス・サポート・クラブ利用規約の利用契約を締結しているお客様は、JDL IBEX 給与 II 及び JDL IBEX 給与 II マイナンバー管理に関する前項の保守サービスついて、アイベックス・サポート・クラブ利用規約で定め

4.　弊社は、第１項但書に定める場合のほか、お客様のソフトウエア製品の購入から５年の期間を経過した場合にも、当該ソフトウエア製品に対する保守サービスの提供を終了します（5 年の期間は、お客様が最初にソフトウエア製品を購入した時点から起算するものとし、購入後に提供されるバージョンアップ等は含まないものとします）。 5.　《現行通り》 《新設》	る保守サービスの特典を利用することができます。 4.　弊社は、お客様のソフトウエア製品の購入から５年の期間を経過した場合、当該ソフトウエア製品に対する保守サービスの提供を終了します（5 年の期間は、お客様が最初にソフトウエア製品を購入した時点から起算するものとし、購入後に提供されるバージョンアップ等は含まないものとします）。 5.　《条文省略》 6.　保守サービスは、ソフトウエア製品を弊社の定める最新の状態に維持できるようソフトウエア製品のシステムに対する改良や改善等を契約内容としており、ソフトウエア製品で処理されるデータ自体は保守サービスの対象としていません。そのため、弊社は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、弊社は取り扱うことができない状態で保守サービスが提供されるものとします。
第 7 条 ～　《現行通り》 第 13 条	第 8 条 ～　《条文省略》 第 14 条
《新設》	**（準拠法）** 第 15 条　本契約に関する準拠法は、日本法とします。
第 14 条　《現行通り》	第 16 条　《条文省略》
「操作、設置・初期設定に関するサポートサービスの特約」 **（操作、設置・初期設定に関するサポートサービス及び利用方法等）** 第１条　操作、設置・初期設定に関するサポートサービス（以下「サポートサービス」といいます。）は、ソフトウエア製品を弊社の仕様に従って適確に利用するための操作に関する情報及び設置・初期設定に関する情報を提供するサービスです。 2.　サポートサービスを利用する場合は、弊社が案内する次の区分の中から、①「操作」または②「設置・初期設定」の区分を選択して問	《特約全文削除》

い合わせを行うものとします。

①　「操作」

②　「設置・初期設定」

③　「製品情報の問い合わせ」

④　「ソフトウエア製品やサプライ商品の注文」

⑤　「担当営業への取次」

⑥　「故障修理受付」

⑦　「その他」

3.　サポートサービスは、お客様の特定の問い合わせ担当者に対して提供します。

お客様は、あらかじめお客様に所属する２名以内の問い合わせ担当者を弊社に届出て、当該問い合わせ担当者を通して、サポートサービスを利用するものとします。なお、問い合わせ担当者は、別途案内する料金と条件により増員することができます。また、あらかじめ届出た問い合わせ担当者以外の者からサポートサービスの問い合わせがあった場合は、サポートサービスは一律有償で提供され、この場合の利用料金は第２条第２項①②によって計算するものとします。

4.　サポートサービスは、電話、問い合わせフォームまたはＦＡＸのいずれかの方法による問い合わせに対して提供します。

問い合わせ担当者は、電話、問い合わせフォームまたはＦＡＸのいずれかの方法で弊社に問い合わせを行い、その他の方法による問い合わせはしないものとします。

なお、電話番号等問い合わせに関する詳細は、弊社が別途行う案内によるものとします。

また、Ｗｅｂオペレーションサポートを提供しているサービスについては、本特約の問い合わせ方法の１つにＷｅｂオペレーションサポートの方法を追加するものとし、この場合の利用料金は、第２条第２項①の電話の方法を利用する場合の利用料金と同一の方法で算定するものとします。

5. サポートサービスの問い合わせ及び提供は、土曜日、日曜日、祝祭日その他弊社の定める休業日を除く午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとします。

6. サポートサービスは、問い合わせに対し速やかに提供されますが、日時を要する場合もあります。

（サポートサービスの利用料金）

第 2 条　サポートサービスは、次項以下の条件による有償提供とします。

2. 利用料金は、前条第 4 項の問い合わせ方法に応じて次のとおり算定します。

① 電話の方法を利用する場合は、問い合わせ毎に、通話開始から通話終了までの継続した時間に対し、通話時間が通話開始から 10 分以内の場合は一律 2,000 円の定額を利用料金とし、通話時間が通話開始から 10 分を超える場合は 10 分を超えた時点を起点として通話終了に至るまでの時間を 10 分単位で区分し 10 分毎に 1,000 円を加算し、10 分に満たない場合の時間に対しても一律 1,000 円を加算して算定した金額を利用料金とします。

② 問い合わせフォーム、ＦＡＸの方法を利用する場合は、1 案件につき 2,000 円を利用料金とします。

3. 利用料金は、サポートサービスを利用する都度、お客様は次の第 4 項及び第 5 項の支払い条件に基づき、当該利用料金に法定税率による消費税等額を加算した金額を現金により弊社に支払うものとします。なお、通話料金等の通信のための料金は別途お客様の負担となります。

4. 利用料金の支払方法は、お客様がサポートサービスを利用した時点毎に支払方法が確認され、お客様が既に弊社と口座振替による取引を開始している場合には口座振替による支払方法とし、口座振替の取引を開始してない場合には振り込みによる支払方法とします。

5. 利用料金の支払期日は、口座振替による場合はお客様が当該サポートサービスを利用した日の属する月の翌々月 14 日とし、振り込みに

よる場合はお客様が当該サポートサービスを利用した日の属する月の翌月末日とします。 **（データの取扱）** 第３条　サポートサービスは、お客様がデータを適切に取り扱えるようソフトウエア製品のシステムに対してサポートサービスを提供することを契約内容としており、ソフトウエア製品で利用されるデータ自体はサポートサービスの対象としていません。そのため、弊社は個人番号を内容に含むデータを一切取り扱わず、個人番号を内容に含むデータは適切にアクセス制御が行われ、弊社は取り扱うことができない状態でサポートサービスが提供されます。 **（本特約の変更等）** 第４条　弊社は、お客様の承諾なしに、いつでも、利用料金を含む本特約の全部または一部の内容を変更し、サポートサービスの提供を中止しまたはサポートサービスの提供を終了することができるものとします。この場合弊社は、別途弊社の案内するサポートサービスのサイト上に掲示する方法により、お客様に告知するものとし、掲示内容に明示されている日から変更の効力が生ずるものとします。	

以上

【50027】